

6. 歴史文化遺産の保存・活用に関する推進体制

6-1. 加西市の体制

本地域計画における加西市の体制は、加西市各課、関係機関、文化財保護審議委員会、その他の民間団体、兵庫県などにより下記の通り構成される（表 6-1-1 参照）。

表 6-1-1 歴史文化遺産の保存・活用に関する市の体制

加西市
<p>①加西市教育委員会生涯学習課（文化財保護主管課）：職員 5 名（うち文化財の専門職員 3 名） 業務内容：社会教育、文化財に関すること。</p> <p>②加西市ふるさと創造部人口増政策課 業務内容：市の総合企画、調査及び調整に関すること。</p> <p>③加西市地域振興部きてみて住んで課 業務内容：ふるさと納税、移住・定住、シティプロモーションに関すること。</p> <p>④加西市ふるさと創造部文化・観光・スポーツ課 業務内容：文化及びスポーツに関すること。観光に関すること。</p> <p>⑤加西市ふるさと創造部鶉野未来課 業務内容：鶉野飛行場跡地・地域活性化拠点施設に関すること。</p> <p>⑥加西市都市整備部都市計画課 業務内容：景観・修景に関すること。都市計画及び整備に関すること。公園及び緑地に関すること。</p> <p>⑦加西市都市整備部土木課 業務内容：道路の美装化などに関すること。</p> <p>⑧その他 必要に応じて事業連携を行う</p>
関係機関
<p>埋蔵文化財整理室：職員 7 名（うち文化財担当 3 名（生涯学習課と兼務）、埋蔵文化財担当 2 名、郷土資料担当 2 名） 業務内容：埋蔵文化財及び歴史文化遺産の調査と整理。歴史文化遺産・発掘資料・出土遺物の展示。「青野原俘虜収容所」資料の展示。内外から寄贈された発掘調査報告書などの閲覧。</p>
加西市文化財審議委員会
審議事項：市指定文化財の指定および文化財の保存・活用に関する審議
その他の団体等
<p>①史跡玉丘古墳群整備検討委員会、加西市地域活性化拠点施設検討委員会等の委員会</p> <p>②各文化財保存会</p> <p>③ひょうごヘリテージ機構</p> <p>④歴史資料ネットワーク</p>
都道府県や関係機関
<p>①兵庫県教育委員会文化財課 業務内容：文化財保存調査、文化財の普及と活用、文化財の保存と整備、埋蔵文化財に関する行政手続き等</p> <p>②兵庫県立考古博物館加西分館 業務内容：加西市在住の美術品蒐集家、千石唯司氏より寄贈された古代中国鏡等のコレクションの展示。</p> <p>③兵庫県立歴史博物館 ひょうご歴史研究室 業務内容：ひょうごの地域史研究（『播磨国風土記』、赤松氏と山城、たたら製鉄）および成果の普及・活用</p> <p>④兵庫県立考古博物館 本館 業務内容：県内の遺跡及び考古資料の調査研究および成果の活用</p>

6-2. 協議会による歴史文化を活かしたまちづくり

本地域計画の推進にあたっては、各主体がそれぞれ次の役割を認識して取り組むとともに、これらの各主体による取り組みをより一層効果的に推進するために、「加西市文化財保存活用地域計画協議会」を組織し、市民との協働を進めながら具体的な方策等の検討や進捗管理等を行う。

また、加西市全域の協議会と「北条区域歴史文化遺産保存活用部会」、「鶉野区域歴史文化遺産保存活用部会」、「玉丘区域歴史文化遺産保存活用部会」の各部会において、市民、まちづくり団体、専門家、保存会などの組織と連携しながら、歴史文化を活かしたまちづくりを推進する。(図 6-2-1 参照)

《 計画推進にあたっての各主体の役割 》

○ 行 政 (加西市)

- ・関係する部局や県、歴史文化のテーマに関連する自治体等と連携して、計画的な取り組みを推進し、加西市の歴史文化の価値や魅力の維持・向上を図るとともに、観光や産業の振興、定住促進などへと展開する。
- ・各主体の取り組みを後押しするための制度や事業等の仕組みを整える。
- ・今後の歴史文化に関する取り組みを推進するため、必要に応じて歴史文化遺産保存活用支援団体(文化財保護法第192条の2の「文化財保存活用支援団体」)に指定する。

○ 団 体 (地区の活動団体、ふるさと創造会議、大学などの研究機関等)

- ・歴史文化保存活用区域における各種団体は、市域全域の協議会と連携しながら、各区域の歴史文化を活かしたまちづくりを推進する。
- ・地区の活動団体は、対象とする地域やテーマの歴史文化を継続的に学び、活かすとともに、情報発信や団体間の交流等に積極的に取り組み、活動のより一層の充実に努める。
- ・地区の組織やふるさと創造会議等は、地区の関連文化財群の検討・設定等を通じて、地区における歴史文化を活かしたまちづくりを中心となって牽引する。
- ・大学等研究機関の専門家は、加西市の歴史文化に係る調査・研究を継続的に実施して、その魅力を深めるとともに、成果を分かりやすく発信することで、市民を中心とした活動の原動力となるよう、支援する。

○ 市 民 (市民、加西の歴史文化の保存・活用に関心を寄せる出身者)

- ・市民一人ひとりが歴史文化の担い手であることを認識し、家族や親族の歴史や文化、地域の歴史など身近な歴史文化遺産から大切にしていける。また、行政や専門家、活動団体やふるさと創造会議等の活動に協力・参加し、加西市や自らが暮らす地域の歴史文化に誇りと愛着をもって育み、活かす。
- ・加西の歴史文化の保存・活用に関心を寄せる出身者は、加西の歴史文化の魅力を積極的に市内外に発信する。

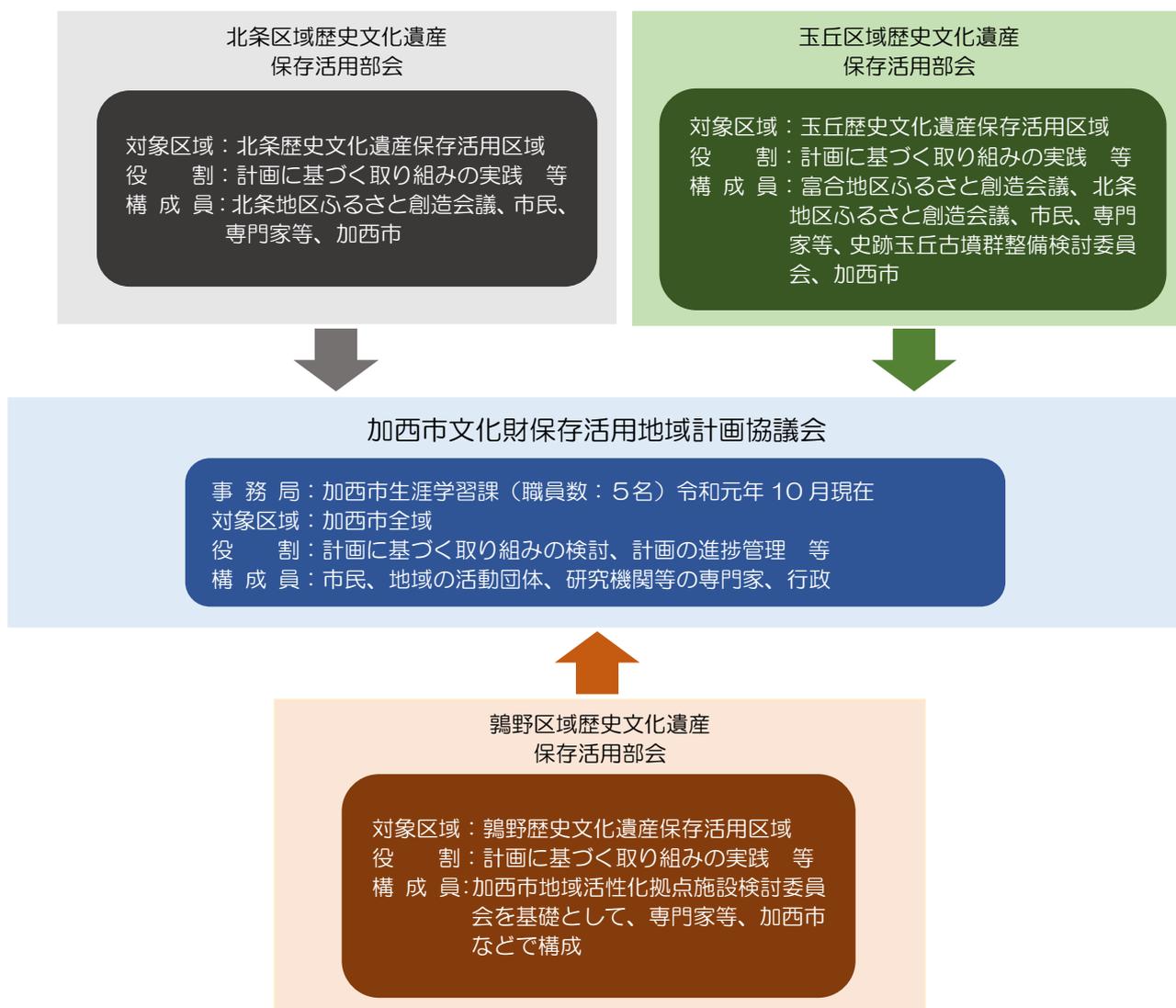


図 6-2-1 協議会を主体とした歴史文化を活かしたまちづくり体制

表 6-2-1 加西市文化財保存活用地域計画協議会の構成

区分	構成員
加西市	ふるさと創造部文化・観光・スポーツ課
	ふるさと創造部人口増政策課
	ふるさと創造部鶉野未来課
	地域振興部きてみて住んで課
関係機関	加西市観光まちづくり協会
	加西商工会議所
審議会	加西市文化財審議委員会
指導委員等	当面は指定しない
その他 民間団体	加西石造文化研究会
	五百羅漢保存委員会
県・域外 関係機関	兵庫県教育委員会
	神戸大学大学院人文学研究科地域連携センター
協議会と連 携する関係 委員会・機 関・団体等	加西市地域活性化拠点施設検討委員会
	鶉野ツーリズム推進協議会
	史跡玉丘古墳群整備検討委員会
	兵庫県立歴史博物館・兵庫県立考古博物館・兵庫県立考古博物館加西分館
	各文化財保存会
	ひょうごヘリテージ機構
	歴史資料ネットワーク

6-3. 歴史文化遺産の防災・防犯体制の強化

歴史文化遺産は、市民や文化財所有者等と連携しながら、防災・防犯の措置をとることが必要となる。

防災については、毎年更新している「加西市地域防災計画・加西市水防計画」（平成29年度）を踏まえた上で、歴史文化遺産の保存を目的として、「災害予防」、「災害応急対応」、「災害復旧・復興・復元」の3つの視点からの取り組みを推進し、防災体制の強化を図る。

防犯については、まず、文化財的に価値の高い指定文化財だけでなく、未指定の地域歴史文化遺産も盗難や棄損の対象になっていると認識することから始まる。特に、地域歴史文化遺産の多くが無住社寺・村堂等に存在していることから、無住施設の防犯対策が必要になる。これらを犯罪から護るためには、防犯カメラのような積極的な防犯対策もあるが、日常的に触れ合う機会を増やす、生活圏に組み込むなど、「歴史文化遺産を地域住民の日常生活に近づける」ことも重要である。こうした視点を基に「防犯意識の高揚」、「防犯対策」、「防犯対応」の3つのステップで歴史文化遺産と新しい関係性を築き、防犯体制の強化を図る。

そして、「防災」「防犯」ともに有事の際には、行政と地域、協力団体が連携して「資料消失リスクの軽減」と「地域の宝の復元」を図ってゆく必要がある。

「加西市地域防災計画」第2章第11節

第11節 文化財の災害予防措置に関する計画

この計画は、文化財を火災等による被害から保護するため、所有者又は管理者等の協力を得て火災の予防と保護を図るためのものである。〔実施担当機関：加西市教育委員会〕

1 防災意識・技能の修得

文化財の所有者・管理者等に対し防災意識の高揚を図るとともに、初期消火等について知識・技能の修得に努める。

2 観光客に対する防災意識の高揚

観光客・参拝客等に対し看板の設置等により、防災意識の高揚を図り、火災の発生を未然に防止する。

3 加西市の文化財一覧（資料編 表-10 P18）

(1) 災害予防

- ・指定等文化財については、被害を最小限にできるよう、文化財所有者が自動火災報知機や消火器具などの消防設備の設置を進めるとともに、行政は、定期点検に対する専門家からの指導や消防設備設置等に関する財政的支援などを行う。
- ・大規模災害・火災などによる史料消失から文書等の価値を保存するため、加西市が中心となって史料の台帳化およびデジタル化を継続して実施するなど、歴史文化遺産の記録保存（アーカイブ化）を進める。
- ・美術工芸品・建造物等については、記録写真の撮影、台帳の作成、重要な物件については画像データ・三次元データ化など、復元に向けた情報の蓄積を進める。作成した台帳は、防犯資料としても利用する。これらを地域住民と共に実施することで、「そこに何があるのか」を地域住民と共有する機会が創出できる。
- ・文化財防火デーの防火訓練などの歴史文化遺産を対象とした防災訓練を加西市が中心となって継続的に実施し、所有者・管理者等の防災意識の高揚を図るとともに、消防機関への迅速な通報や防災設備の適切な使用、観光客等の避難誘導などの知識・技能の習得に努める。また、訓練には市民の積極的な参加を促し、地区ぐるみで迅速かつ適切な対応を図れる体制づくりを進める。
- ・定期的に地区内の文化遺産を点検する、歴史文化遺産所在確認を推奨する。

- ・地震対策の第一歩として、建造物等所有者の耐震診断の受診を促進したうえで安心して活用できるよう建造物の耐震化に向けて、行政が中心となって支援を行う。
- ・ふるさと創造会議や地区が中心となって、これまでの防災・減災の知恵や技術について調査などを進め、地区の歴史文化遺産に対する防災意識の高揚を図る。また、加西市防災マップをもとに、土砂災害警戒区域や浸水想定区域などの防災情報と歴史文化遺産の分布を重ね合わせ、歴史文化遺産ハザードマップを作成し、災害危険度の高い歴史文化遺産を再確認して対策の検討を進める。
- ・これまで把握してきた加西市内の歴史文化遺産について、ふるさと創造会議や地区、自主防災組織等への情報提供を行い、歴史文化遺産の存在を認識してもらい取り組みを進めることで、非常時における迅速な情報収集を行うとともに、地区の自主防災活動と連携した防災体制の充実を図る。

(2) 災害応急対策

- ・ふるさと創造会議等を単位として防災体制の強化を図るなど、地区相互の連携・協力体制を築くことで、被災した地区への迅速な応急対策が実施できる体制を整える。
- ・被災した歴史文化遺産についての情報を迅速に収集できる体制に加え、加西市が中心となって、各分野の専門家との連携体制を整える。このことにより、非常時においても、可能な限り歴史文化遺産の価値を損なわない応急対策を講じる。
- ・市全域が被災するような大規模災害の場合、災害直後は市全体で人命を最優先として体制復旧に努めるため、歴史文化遺産の保全には、外部支援（文化財レスキュー・文化財ドクターの派遣）が不可欠となる。歴史文化遺産の保全を効率的かつ効果的に進めてもらうために、これまで把握してきた加西市内の歴史文化遺産のデータベース化を進めるなど、発災前の準備体制の構築を進める。
- ・鶉野飛行場跡地に整備を予定する「防災ゾーン」や兵庫県立考古博物館加西分館など、被災時に応急的な歴史文化遺産の保全拠点となりうる施設について、事前に役割分担等の調整を進める。

(3) 災害復旧・復興・復元

- ・歴史文化遺産の復元の指針となる情報や地域コミュニティの歴史文化に関する情報や記憶を、発災前に記録化して整理し、災害復興・復旧の際の材料の一つとして歴史文化遺産を活用する。
- ・文化財が被災した場合には、国や県の協力を得て、速やかに復元を進めることを検討する。
- ・古文書の復旧・写真等個人資料の復元にあたっては、歴史資料ネットワーク等の協力を得て、速やかに実施することを検討する。
- ・復興に伴う各種開発により、緊急の埋蔵文化財大規模発掘調査が必要とされる場合は、国、県の協力を得て、速やかに実施することを検討する。
- ・災害からの復興まちづくりの推進や地域コミュニティの再結成に歴史文化遺産を活用する。
- ・歴史文化遺産の復元そのものを、地域の活性化の事業とする。
- ・災害を踏まえて、防災・減災の知恵や技術についての情報を更新し、次の世代へと受け継ぐ。

(4) 防犯意識の高揚

- ・広報等を通して、指定文化財だけでなく、未指定の仏像や備品の窃盗、建物の棄損などの被害を受けていることを周知し、地域の歴史文化遺産が犯罪リスクに晒されていることの理解を高める。
- ・「地域の宝」制度化を推進し、地域に眠る歴史文化遺産の顕在化を図る。
- ・歴史文化遺産を集会所や集合場所など、「場」として日常的な利用を促進し、「馴染みの場所」への

愛着を涵養する。

(5) 防犯対策

- ・歴史文化遺産の周辺環境の美化・清掃に努め、地域住民が意識している存在であることを示し、犯罪の抑止効果を高める。
- ・「加西市歩くまちづくり条例」に基づく「市民の歩き」に、地域の歴史文化遺産をウォーキングルートへ組み込み、健康と防犯を両立する「歩く文化財パトロール」を推進する。
- ・格子戸に不透明の内貼りを施す、厨子の扉を不在時は閉めるなど、外部からの不可視化を推奨する。出入口の施錠措置を推奨する。
※内貼りを施す場合は、歴史文化遺産を健康に保つため、定期的な空気の入替えを実施した方がよい。こうした換気行為そのものを「お風入れ会」と銘打って環境美化行事化や、現行の行事と結合するなど、防犯対策を通じた歴史文化遺産の活用が考えられる。
- ・防犯カメラ・警報機等を設置する。

(6) 防犯対応

- ・村堂等の老朽化により維持管理・防犯対策が困難な場合は、地区内の社寺や公民館等の施錠可能な共用施設へ、歴史文化遺産の移設を検討する。
- ・不審な状況があった場合は、棄損の確認、台帳と照合し備品の亡失確認を行う。
- ・棄損・窃盗が確認された場合は、速やかに警察及び市教育委員会へ連絡すると共に、可能な範囲で復旧の道を模索する。
- ・棄損による修復や復元が必要な場合は、市教育委員会・専門家と協議し修復を検討する。
- ・史料消失が発生した場合は、台帳等のデータを基に地域にとっての重要性を検討し、どこまで復元していくかを考える。